

第8号議案

蒲郡市都市公園条例の一部改正について

蒲郡市都市公園条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市都市公園条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市都市公園条例の一部を改正する条例

蒲郡市都市公園条例（昭和43年蒲郡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の4の次に次の1条を加える。

（都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する基準）

第2条の5 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。